

仕様書

1 業務の名称

豊平まちづくりセンター及び東月寒地区センタートイレ改修業務

2 業務の概要

豊平まちづくりセンタートイレの和式便器 2 基及び東月寒地区センタートイレの和式便器 3 基について、洋式便器への交換及び交換に伴うトイレブースの設備改修を行う。

※改修箇所の詳細は別図 1 及び別図 2 のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 業務内容

(1) 便器の更新

ア 既存便器の撤去

和式便器を撤去し、設置部分の床・壁補修を行うこと。

イ 新規便器の設置

下記部材の設置、給排水作業（タンクは既存の物を使用するため、設置位置の調整や鉛管改修等を要する）を行うこと。ボールタップについては、タンク内部に設置されている既存の物と交換すること。

品名	メーカー	型番	数量
タンク隅付形便器	TOTO	CS140	5
温水洗浄便座		TCF6623	5
洗浄管		TS571D	5
スパッド		TB2CR32	5
横形ロータンク用ボールタップ（寒冷地用）		THS7AF	5

保守管理の観点から、上記構成部材は同一色同一メーカーとしている。

色はホワイト系とすること。

(2) 便器を洋式に変更したトイレブースの設備更新

ア 扉を内開きから外開きに変更する。

イ 紙巻器の移設を行う。

5 留意事項

(1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の作業員であることが判別できること。

(2) 本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。また、委託者の指示に従い適正な履行に努めること。

(3) 受託者は、業務の実施にあたっては、作業中の安全管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底し、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意する

こと。

- (4) 業務の実施にあたって、備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者に連絡のうえ適切な処置をとること。
- (5) 設備の交換後は、試運転等を行い、正常に作動することを確認するとともに、漏水等異常がないことを確認すること。
- (6) 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障のないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
また、交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (7) 業務を処理するにあたって個人情報を取扱う際には、札幌市情報保護条例の規定を準用し、適正に取扱うこと。
- (8) 札幌市環境マネジメントシステムに則して業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。
- (9) 業務に使用する剥離剤、接着剤等は、有害な揮発性有機化合物（VOC）等を含まないもので、F☆☆☆☆（JIS A 6922）に適合する製品を使用すること。また、使用する製品のSDS（安全データシート）を提出すること。
- (10) 作業時等の受託者の明らかな瑕疵により、設置後に不具合が生じた場合は、補償期間外であっても速やかに無償で補償に応じること。
- (11) アスベスト対策
壁及び床下地のモルタルや天井石膏ボード等（レベル3相当）の孔開けなどアスベストの飛散が想定される作業を行う場合には、関係法令の規定による調査、届出等に遺漏がないよう留意するとともに、作業に当たっては、十分な防護対策を講じること。また、作業中にアスベスト（レベル1相当）の含有が疑われる箇所を新たに発見した場合、すみやかに作業を中止し、アスベストが飛散しないよう現場を保存するとともに、委託者の担当職員に報告し、今後の業務遂行について協議すること。

6 その他

- (1) 本業務を円滑に進めるため、入札前に履行場所の現地確認を行うこと。現地確認を行う場合は、あらかじめ担当者に連絡すること。
- (2) 契約締結後、作業工程表を作成し、担当課の承諾を得ること。
- (3) 業務が完了したときは、ただちに完了届及び業務写真帳を提出すること。
- (4) 本業務について不明な点や、疑義等が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議により処理すること。
また、技術的に必要と思われることはすべて行うこと。

7 担当

札幌市豊平区役所市民部総務企画課庶務係

住 所：札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所庁舎3階
電 話：011-822-2405 FAX：011-813-6585